

芦屋市条例第4号

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前						
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	
市長	芦屋市長等倫理審査会 ～芦屋市景観認定審査会	(略)					市長	芦屋市長等倫理審査会 ～芦屋市景観認定審査会	(略)			
	芦屋市みど	みどり豊かな	10人	(1) 学識経験者	諮問に							

改正後					改正前				
り豊かな美 しいまちづ くりに係る 財源のあり 方検討委員 会	美しいまちづ くりに係る財 源のあり方に 関する事項に ついての調 査・審議	以内	(2) 関係団体の代 表者 (3) 市民	係る審 議が終 了する までの 期間					
芦屋市市街 地再開発事 業事業協力 者・特定建 築者選定委 員会～芦屋 市消防賞じ ゅつ審査委 員会	(略)				芦屋市市街 地再開発事 業事業協力 者・特定建 築者選定委 員会～芦屋 市消防賞じ ゅつ審査委 員会	(略)			
教育 委員 会	(略)				教育 委員 会	(略)			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市景観アドバイザーの項の次に次のように加える。

芦屋市みどり豊かな美しいまち づくりに係る財源のあり方検討 委員会	委員長	日額	13,500
	委員	日額	11,200